

## IFRS FLASH REPORT

# SEC が IFRS の適用に関する文書を公表

米国での強制適用は、早くて 2015 年か？

March 3, 2010

2010 年 2 月 24 日、米国証券取引委員会(SEC)は、コンバージェンス及び国際的な会計基準を支持する文書と国際財務報告基準(IFRS)の米国企業への適用に関する作業計画(ワークプラン)を公表した。

この中で、SEC は引き続き高品質かつ国際的に認められた単一の会計基準は米国の投資家によって有益であるし、高品質かつ国際的な会計基準の単一のセットの開発を達成するためのステップとして、米国会計基準と IFRS とのコンバージェンスを進めるとしている。

SEC は、そのスタッフに対してワークプランを完成させることを指示しており、今回、現時点のものが公表されている。SEC は、米国企業が IFRS を適用することによる米国証券市場への影響を評価する際にワークプランの結果を利用している。米国会計基準と IFRS のコンバージェンスの完成とワークプランを実行することによって、SEC は 2011 年に米国企業に対する IFRS の適用を判断することが可能になるとしている。

SEC は 2008 年 11 月に IFRS の米国企業への適用に関するいわゆるロードマップ案を公表した。ロードマップ案に対しては、200 通を超えるコメントが寄せられた。ワークプランでは、コメントされた以下の論点への対応も示されるとしている。

1. IFRS が米国の財務報告システムにおいて単一の会計基準として利用できるように開発され、整合性があるのかどうか
2. 独立の基準設定主体によって開発され、投資家

の利益に資するものであるか

3. IFRS 及び米国会計基準との差異についての投資家の理解と教育
4. 米国の法令、税法などの証券取引法以外の法令が会計基準の変更によって影響を受けるのかどうかの理解
5. 大企業及び中小企業への影響の理解(会計システム、契約、コーポレートガバナンス、訴訟などへの影響を含む)
6. 財務諸表を作成する者及び監査する者が IFRS の適用に対して教育や経験を通じて十分に準備できているのかどうか

SEC のスタッフは、ワークプランに関する進捗報告を遅くとも 2010 年 10 月には行う予定としている。その後は作業が完了するまでに頻繁に報告することが予定されている。

ロードマップ案では IFRS の適用の判断から強制適用まで 3 年程度の期間を見ていたが、IFRS の適用には 4 年から 5 年かかるのではないかというコメントが寄せられ、それを受けて、ステートメントでは、2011 年に強制適用の判断をした場合に最初の IFRS の適用は 2015 年か 2016 年になるのではないかとしている。また、ワークプランにおいても、このタイムスケジュールの検証が求められている。なお、IFRS の任意適用については、その可能性を排除するものではないが、IFRS を米国の財務報告システムに取り込むためのアプローチについて評価している状

況下において、現時点では任意適用の選択肢についてのルールを設けることはしないとしている。

【まとめ】

2011年という強制適用の判断時期については、ロードマップ案から変更がないが、ロードマップ案では2014年から段階的に強制適用を開始することが考えられていたが、早くても2015年という考えが示された。しかも現時点では任意適用の選択肢を設けないとしている。一方、我が国においては、2012年に強制適用の判断を行って、2015年か2016年に強制適用を行うという考えが示されている。米国でのこのような動向が日本における強制適用の判断に対してどのような影響を与えるのかはなんともいえないが、現時点では2015年か2016年での強制適用を念頭においてIFRSへの対応を進めるべきであろう。IFRSの影響は、会社により大きく異なるものの、会計処理だけでなく、業務、システム、内部統制、経営管理などの様々な分野に影響が及ぶことがあるので、自社の影響分野を早期に特定し、時間的な余裕をもって対応する必要があると考えられる。